## 平成24年3月19日

#### 1. 出席議員

議	長	牟	田	勝	浩
1	番	朝	長		勇
3	番	上	田	雄	_
5	番	Щ	口	良	広
7	番	宮	本	栄	八
9	番	石	橋	敏	伸
11	番	上	野	淑	子
13	番	Щ	﨑	鉄	好
16	番	小	栁	義	和
19	番	Щ	口	昌	宏
21	番	杉	原	豊	喜
23	番	黒	岩	幸	生
25	番	平	野	邦	夫

副議長 小 池 一 哉 2 番 山口 等 山口裕子 4 番 6 番 松尾陽輔 石 丸 8 番 定 10 番 古川盛義 吉川里己 12 番 末 藤 正 幸 14 番 17 番 吉原武藤 川原千秋 20 番 22 番 松尾初秋 24 番 谷 口 攝久 26 番 江 原 一 雄

## 2. 欠席議員

なし

## 3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長筒井孝一次

 長松本 重男

 議事係員 江上新治

## 4. 地方自治法第121条により出席した者

市					長	樋		渡	啓		祐
副		市			長	前		田	敏		美
教		育			長	浦		郷			究
技					監	松		尾			定
政	策	ž	部		長	角					眞
2	な	が	る	部	長	山		田	義		利
営	業	4	部		長	森			孝		畑
営	業	部	£	里	事	北		JII	政		次
<	6	L	Ž	部	長	古		賀	雅		章
۲	ど	ŧ	Ž	部	長	馬		渡	公		子
ま	5 -	<b>う</b> く	り	部	長	石		橋	幸		治
Щ	内	支	F	听	長	牟		田	泰		範
北	方	支	F	听	長	Ш	内	野	英		夫
会	計	管	J	里	者	Щ		П	光		則
教	育	Î	部		長	浦		郷	政		紹
水	道	1	部		長	宮		下	正		博
総	矜	Ş	課		長	松		尾	満		好
財	政	ζ	課		長	中		野	博		之
企	画	Ī	課		長	平		JII			剛
選	挙管 理	委員	会事	務后	長	成		松			薫
監	査 委	員	事 務	局	長	_		丸	喜	代	邦
農	業委	員 会	事	务 局	長	森			博		文

# 議事日程第6号

3月19日(月)10時開議

		3月19日(月)10時開議
日程第1	新幹線と地域活	舌性化特別委員会報告(特別委員長報告)
日程第2	道路問題とまり	らづくり特別委員会報告 (特別委員長報告)
日程第3	常襲水害地対策	<b>策特別委員会報告(特別委員長報告)</b>
日程第4	議会改革調査物	特別委員会報告 (特別委員長報告)
日程第5	被災者支援特別	川委員会報告 (特別委員長報告)
日程第6	I T行政推進物	特別委員会報告 (特別委員長報告)
日程第7	第1号議案	武雄市暴力団排除条例 (質疑・総務常任委員会付託)
日程第8	第2号議案	武雄市合併振興基金条例 (質疑・総務常任委員会付託)
日程第9	第3号議案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る
		ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う武雄市条
		例の整備に関する条例 (質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第10	第4号議案	武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条
		例等の一部を改正する条例 (質疑・総務常任委員会付託)
日程第11	第5号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員
		会付託)
日程第12	第6号議案	武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例(質
		疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第13	第7号議案	武雄市自転車競走場設置条例の一部を改正する条例(質疑
		· 産業経済常任委員会付託)
日程第14	第8号議案	武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例(質疑・建
		設常任委員会付託)
日程第15	第9号議案	武雄市農業集落排水処理施設設置条例及び武雄市戸別浄化
		槽条例の一部を改正する条例 (質疑・建設常任委員会付託)
日程第16	第10号議案	武雄市水防協議会条例等の一部を改正する条例(質疑・所
		管常任委員会分割付託)
日程第17	第11号議案	市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の一部変更につ
		いて(質疑・建設常任委員会付託)
日程第18	第12号議案	財産の処分について (質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第19	第13号議案	市道路線の廃止について (質疑・建設常任委員会付託)
日程第20	第14号議案	市道路線の変更について (質疑・建設常任委員会付託)
日程第21	第15号議案	市道路線の認定について (質疑・建設常任委員会付託)

日程第22	第16号議案	平成23年度武雄市一般会計補正予算(第8回)(質疑・所
		管常任委員会分割付託)
日程第23	第17号議案	平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)
		(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第24	第18号議案	平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
		回) (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第25	第19号議案	平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第
		4回) (質疑・建設常任委員会付託)
日程第26	第20号議案	平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3
		回) (質疑・建設常任委員会付託)
日程第27	第21号議案	平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第3
		回) (質疑・建設常任委員会付託)
日程第28	第22号議案	平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第
		3回) (質疑・建設常任委員会付託)
日程第29	第23号議案	平成23年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)
		(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第30	第24号議案	平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算
		(第1回) (質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第31	第25号議案	平成23年度武雄市水道事業会計補正予算(第2回)(質疑
		<ul><li>建設常任委員会付託)</li></ul>
日程第32	懲罰特別委員	会委員の選任

開 議 10時11分

## 〇議長(牟田勝浩君)

おはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました第38号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進行いたします。

## 日程第1~第6 新幹線と地域活性化特別委員会報告~IT行政推進特別委員 会報告

日程第1.新幹線と地域活性化特別委員会報告から日程第6. I T行政推進特別委員会報告までの6件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いいたしたいと思います。

最初に、新幹線と地域活性化特別委員会の報告を求めます。山口良広新幹線と地域活性化

#### 特別委員長

## 〇新幹線と地域活性化特別委員長(山口良広君) [登壇]

おはようございます。新幹線と地域活性化特別委員会の中間報告をいたします。

新幹線に特化した特別委員会は、合併後、継続して設置され、その間、早期着工、許認可への取り組みがなされてきました。その後は実際に認可され、あわせて在来線の鉄道高架事業、武雄温泉駅駅舎の完成と、新幹線認可に伴う駅周辺の土地区画整理事業の変更等の動きなど着実に前進しているところでございます。

4月28日に、新幹線整備の進捗状況と駅周辺の整備開発構想について状況の説明を受け、 5月17日に、武雄町小楠区の工事地点から西川登町小田志の里道つけかえ箇所まで、現地に おいて中心線表示くい、移転家屋等の確認をいたしました。

また7月21日、22日には、昨年3月12日に開業した九州新幹線鹿児島ルートの終点となる 鹿児島中央駅と周辺の整備等に取り組まれた鹿児島市を初め、熊本駅、筑後船小屋駅へと視 察研修に赴きました。

もともと西鹿児島駅として、にぎわいを見せ、周辺は路面電車、路線バス、タクシー、一般車両等が行き交う交差点付近は、それら交通機関の乗り場と交差点が位置し、相当の混雑があったと思われますが、10年越しとなる構想・検討、事業の展開により見事に整備がなされていました。また、駅周辺の整備のみに限らず、エリアの枠を越え広げた観光機能向上に向け効果的に取り組みがなされているなど、武雄市と特性には差はあるものの、その姿勢には非常に感銘を受けたところです。

そして、ことし2月10日には、九州新幹線西九州ルート俵坂トンネル工事の現場において 視察を行い、その後、政府の方針決定について執行部から説明を受け、確認を行いました。 フリーゲージトレインの開発状況、国政の動きなど、さまざまな要素により実施に影響が出 ているとのことで、政府・与党の方針による見解では、開業予定がややおくれる見込みがあ るとのことですが、逆にその影響で予算の確保も見込まれている状況であるとの報告を受け ております。

こうした新幹線の開業に向けては、確実に前進をしております。また、これにあわせた市の対応は当然必要不可欠であります。執行部におかれましても、今後、情勢の変化は続くと思われますが、国の動向、鉄道・運輸機構との調整を要するものなど情報を的確に見きわめ、市民ニーズの把握などに努めるとともに、民間活力の向上に向けた施策を展開することが肝要であると考えます。市民に対しても収集した情報や取り組みの告知など、新幹線に関する情報を十分伝えていただき、市勢の浮揚、発展の基礎を築いていただくことを大いに期待いたしたいと思います。

以上、特別委員会の報告を終わります。

## 〇議長(牟田勝浩君)

ありがとうございました。

次に、道路問題とまちづくり特別委員会の報告を求めます。黒岩道路問題とまちづくり特別委員長

## 〇道路問題とまちづくり特別委員長(黒岩幸生君) [登壇]

おはようございます。道路問題とまちづくり特別委員会は、武雄市の発展のために課題である国道34号線、35号線、498号線に沿ったまちづくりということで設置しました。

10月28日は、現在の状況を把握するため、進捗状況の調査、確認を行ったところでございます。

それぞれの進捗状況でございますが、国道34号線は本年度末で770メートルの地盤改良が済み、残り630メートルを24年度より実施予定とのことであります。498号線は23年度までは橋梁などの構造物建設が主で、24年度以降は本部地区の構造物の建築に移っていくということで工事が進行いたしております。34号線、498号線についてはそれぞれ期成会があり、要望活動についても行われているようであります。また、35号線のS字カーブは、現在個々の用地説明や契約が行われており、今後も引き続き用地買収、物件移転についての作業が予定されているところでございます。JRの交差部については、24年度に協定書締結を目指しているとのことでございます。

昨年、東日本大震災の影響もあるかと思いますが、予算が当初の予定どおりについていない、進捗状況がおくれていることも聞いております。どれも武雄市にとっては重要な路線でありますので、委員会といたしましても早期に完成するよう、また、まちづくりにつながる道路について活動し、市民の福祉向上につなげていくようにと執行部に申し入れたところでございます。

以上、報告を終わります。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

ありがとうございました。

次に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。小栁常襲水害地対策特別委員長

#### ○常襲水害地対策特別委員長(小柳義和君)〔登壇〕

おはようございます。委員会では、10月17日に提案活動趣旨等の協議検討をし、11月18日 には武雄河川事務所、佐賀県、国土交通省九州地方整備局に対し、武雄市常襲水害地対策促 進期成会及び武雄市六角川洪水調整池整備促進期成会合同による要望活動を行いました。

内容についてですけれども、六角川の治水安全度を高めるために、六角川整備計画で策定 予定である洪水調整池の整備促進を行うとともに、内水対策の推進を強く要望し、加えて、 昨年同様、常襲水没のおそれがある家屋については、河川改修等のハード整備と並行して、 家屋移転費補助制度等のソフト事業創設を含めた対策の推進を切に訴えてきました。

また、要望活動の事前調査のために、11月11日には高橋排水機場にて事業概要の説明を受

けた後、ポンプ室や水門等の現地視察を行いました。

11月21日から22日にかけて、宮崎河川国道事務所において視察研修を行い、水害時における防災対策、防災計画についての情報交換を行いました。

輪中堤の現地見学では、河川はんらん時においても家屋への被害を最小限にするため、現 状の地形を利用した対策が行われており、今後、災害に強いまちづくりをしていく上で参考 にすべきと感じました。

委員会としては、近年の異常気象、例えば豪雨や台風、渇水などの市民に及ぼす影響が最小限にとどまるよう、これからも順次活動していき、市民生活の安全・安心につなげていきたいと思います。

以上、報告を終わります。

## 〇議長(牟田勝浩君)

ありがとうございました。

次に、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。山口昌宏議会改革調査特別委員長

## 〇議会改革調査特別委員長(山口昌宏君) 〔登壇〕

おはようございます。議会改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会におきましては、今年度、①として、議会の一般質問における反問について、② として、議場への電子黒板等の持ち込みについて協議を行いました。

いずれも議会の活性化につながる案件で、最終的に議運を経て、反問については原則禁止。 ただし、議員が承諾した場合はこの限りではない。また、議場への電子黒板等の持ち込みに ついては、パネルの補完的なものとしてテレビモニターを導入すると決定し、今3月定例会 からのテレビモニター導入に至ったところでございます。

先進地視察については、本土復帰33年間を振り返り、議会で生じたさまざまな議会運営等に関する先例、事例を体系的にまとめた議会運営先例集を作成されている那覇市と、現在沖縄で最も注目されている、心と体、魂の再生と復活の地、南城市に行ってまいりました。

那覇市議会では、事務局職員全員で7年間をかけ議事録、本会議メモ、議運の決定事項等をまとめた議会運営先例集を作成されていました。また、那覇市では、現在新庁舎建設中で、ことしの秋に完成予定で、同時に議場も新設される予定であります。議場のレイアウトは円形で対面型の議場として全国でも注目を集めています。今後、武雄市でも新庁舎建設が案件として出てくるときには、参考に値する議場であると確認をしたところでございます。

また、南城市は現在、議会基本条例制定に向け、議運を中心に検討されているところです。 議会運営委員長の説明では、基本条例を検討する中で、議会の基本である二元代表制や合議 制など議会の基本的な事項について再確認することにより、議員の資質向上につながる意味 でも、この条例制定は大変重要であると力説をされました。

また、南城市は、まちづくりに関しても世界遺産――これが難しいんですけれども、斎場

御嶽を中心に体験滞在型観光を展開されているなど、活力のある元気なまち、元気な市でご ざいました。

委員一同、今後とも市民の負託にこたえられる議会活動のあり方について、継続的に調査 研究を進めていくことを確認したところでございます。

以上、議会改革調査特別委員会の報告といたします。

## 〇議長(牟田勝浩君)

ありがとうございました。

次に、被災者支援特別委員会の報告を求めます。小池被災者支援特別委員長

## 〇被災者支援特別委員長(小池一哉君) 〔登壇〕

おはようございます。1年前の3月定例会において、3月11日の東日本大震災を受け、議長を除く全議員による被災者支援を行う決議がなされ、それを受け、被災者支援特別委員会が設置されました。

5月6日の委員会では、それまでの支援等の状況説明を受けましたが、市としましては、 3月12日、13日の募金活動、3月14日にはアルファ米や水の緊急物資の送付を行ったり、同 16日には、武雄市タウンステイ構想も発表されました。武雄市の対応は、とにかく全国に先 駆けており、委員会としても非常に評価をしたところであります。

委員会としましても、人的支援ということで有志を募り、仙台へ8名の議員の方にチーム 武雄としてボランティア活動に参加していただいております。

7月7日の委員会では、さらに支援の状況やタウンステイ構想第4次改定として、キッズ・タウンステイやタウンサポート、チーム武雄について説明を受け、チーム武雄による陸前高田市へのボランティア活動には市議会からも参加をしていただきました。

その活動の内容や被災地の状況については、委員会からということではありませんでしたけれども、市内各小学校等の子どもたちに対して、支援の大切さや人として今できることを発表していただきました。お疲れさまでございました。

現地は、御存じのとおり、まだまだ復興とはほど遠い状況でありますので、当委員会としても執行部と協力し、今後も継続してできる支援は行っていきたいと思います。

以上、報告を終わります。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

ありがとうございました。

次に、IT行政推進特別委員会の報告を求めます。黒岩IT行政推進特別委員長

#### 〇 I T 行政推進特別委員長(黒岩幸生君)〔登壇〕

IT行政推進特別委員会の報告を行います。

委員会を、去る10月5日から2月15日までの中に6回開催をしたところでございます。 まず初日には、議会会議録のPDF化に対する検証を行うとともに、行政委員会の方向性 について確認をしたところでございます。

次に、専門的視野を高める必要を感じましたので、武雄市情報統括監の山崎氏をお招きして、行政事務の簡素化とIT行政について勉強させてもらったところでございます。

さらに、総務省地域情報化アドバイザーの川島宏一氏を講師としてお招きし、武雄市のまちづくりについて、行政事務の簡素化とIT行政のかかわりについて御指導をいただいたところでございます。特に2月14日と15日には、防災計画の考え方について集中ディスカッションを開催し、意見交換を通して御指導をいただいたところでございます。

災害のときの対応というのは、組織の人材配置とか人的な動きの指示や命令と情報のやり取りなので、それをいかに早く、しかも的確にできるかということが大事であります。また同時に、災害時に危険度の判断や避難勧告に対しても迅速的確な判断が求められ、これからは災害対策などにIT情報技術をいかに生かすべきかとの結論に至ったところでございます。今後、この防災計画のマニュアルづくりにさらに研究、勉強をしようということで、委員会としては確認したところでございます。

なお、委員長として要望でございますけれども、今回のモニター議会と申しますか、そういう状態を見たときに、もう1つ、執行部席、市長答弁席にパソコンを1台、もしくは2台—1台ですね、ここはね。そして、あるいはまた教育長席にパソコンを1台、ぜひとも必要であるとの認識を示したところでございます。

以上、要望して報告を終わります。

## 〇議長(牟田勝浩君)

ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始いたします。

## 日程第7 第1号議案

日程第7. 第1号議案 武雄市暴力団排除条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

#### 〇角政策部長〔登壇〕

おはようございます。第1号議案 武雄市暴力団排除条例について補足説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。

佐賀県暴力団排除条例が本年1月1日に施行されたところでございますが、県条例では、 市の事務事業、公の施設等の利用制限及び市が行う武雄市立の小・中学校における児童等に 対する教育、情報の提供については、県条例では規定されておらず、また暴力団の排除を徹 底するためには、県条例とあわせて県内全市町において暴力団排除条例を制定し、佐賀県、 県内の市町及び関係機関と連携し、暴力団の排除を推進していく必要があることから、本条 例の制定をお願いするものです。

条例の構成ですが、第1条で、市民の安全で平和な生活の確保及び社会経済活動の健全な 発展に寄与することを目的とする旨を規定いたしております。

第2条では、用語の定義を定めております。

第3条の基本理念では、市及び市民等が、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な 影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金 を提供しないこと、暴力団を利用しないこと、暴力団事務所を開設させないことを基本とし て暴力団の排除を推進しなければならない旨を規定しております。

第4条では、市の責務、第5条では、市民等の責務を規定いたしております。

第6条では、市民等が暴力団の威力を利用し、または暴力団の活動もしくは運営に協力する目的での金品等の利益の供与の禁止を規定いたしております。

第7条では、暴力団等を入札に参加させないなど、市の事務事業について暴力団を利する ことにならないような措置を講じる旨を規定いたしております。

第8条では、公の施設等が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になる と認めるときの利用の制限について規定いたしております。

第9条では、市民等に対する支援を、第10条では、広報及び啓発活動について規定いたしております。

第11条では、児童等の教育及び保護者、学校関係者に対する情報提供などの支援を行うことを規定いたしております。

なお、条例の施行日は平成24年4月1日からといたしております。

以上、第1号議案の補足説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第1号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

## 日程第8 第2号議案

日程第8. 第2号議案 武雄市合併振興基金条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田つながる部長

#### 〇山田つながる部長〔登壇〕

第2号議案 武雄市合併振興基金条例について補足説明を行います。

この条例につきましては、市民の連携の強化及び均衡あるまちづくりの振興を図る事業を

推進するための基金条例を設けるものでございます。

合併時に作成しました新市建設計画の財政計画は、合併特例債の活用による地域振興のための基金を積み立てることを見込んで算出されているところでございます。

今後、合併による財政的な支援もなくなり、厳しい財政状況になってまいります。また、 庁舎の耐震対策など新たな財政負担が見込まれ、財源を補う上でも有効なことだと考え、提 案するものでございます。

条例の内容につきましては、基本的なものといたしているところでございます。

附則で、24年4月1日から施行することといたしているところでございます。

以上で、簡単ですが補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第2号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第9 第3号議案

日程第9. 第3号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例を議題といたしま す。

提出者からの補足説明を求めます。山田つながる部長

#### 〇山田つながる部長〔登壇〕

第3号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例について補足説明を行います。

この条例につきましては、通称地域主権一括法と言われている部分でございますけれども、第1次一括法では、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための義務づけや枠づけの見直しなど42の関係法律が整備され、平成23年5月2日に公布されております。同じく第2次一括法では、基礎自治体への権限移譲など188の関係法律が整備され、平成23年8月30日に公布されております。この2本の法律の整備を受けまして、新たに条例で定めるなど武雄市条例の整備が必要で、平成24年4月1日から施行が必要な条例の整備をお願いするものでございます。

中身につきましては、議案に書いているとおりでございます。

簡単でございますが、以上で補足説明を終わりたいと思います。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第3号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案の第1条及び第2条は福祉文教常任委員会に、第3条は産業経済 常任委員会に、第4条は建設常任委員会に分割付託をいたします。

#### 日程第10 第4号議案

日程第10. 第4号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の 一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

## 〇角政策部長〔登壇〕

第4号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正 する条例について補足説明を申し上げます。

議案書9ページでございます。

市長、副市長及び教育長の給料と議員報酬に関し、条例の一部改正をお願いいたしております。

本年1月24日に特別職の報酬等の額について、武雄市特別職報酬等審議会に対し市長から 諮問がなされ、2月13日に答申をいただきましたが、これをもとに特別職の給料等を引き下 げるものでございます。

なお、本条例の施行日は、平成24年4月1日といたしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### 〇議長(牟田勝浩君)

第4号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第11 第5号議案

日程第11. 第5号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

#### 〇角政策部長〔登壇〕

第5号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の10ページでございます。

今回の改正は、地方税法の一部改正等に伴い、市税条例を改正するものでございます。

それでは、改正の主な内容について、議案参考資料新旧対照条文で説明させていただきます。

新旧対照条文の5ページをごらんください。

第81条につきましては、軽自動車税の課税免除の新設で、商品であって使用しない軽自動車等について一定の要件を満たせば、軽自動車税を免除するものでございます。

次に、第95条につきましては、たばこ税の税率を引き上げる改正でございます。

次に、附則第22条につきましては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例で震災に係る特例支援措置の改正を伴うものとして、地方税法の引用条項の整備等、所要の改正を行うものでございます。

続いて、7ページをごらんください。

附則第24条は、個人の市民税の税率の特例でございます。これにつきましては、東日本大 震災からの復興に関し地方自治体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地 方税の臨時特例に関する法律の公布に伴い、平成26年度から平成35年度まで各年度分の個人 市民税均等割を500円引き上げるものでございます。

次に附則でございますが、議案書の10ページ、11ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。第2条で軽自動車税に関する経過措置、第3条で市 たばこ税に関する経過措置を設けております。

以上で第5号議案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いします。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第5号議案に対する質疑を開始いたします。25番平野議員

#### ○25番(平野邦夫君) [登壇]

第5号議案について幾つかお聞きしておきたいんですけれども、さきの勉強会のときに一定の報告がありましたですけれども、3点ほどお伺いしたいんですが、この目的と使用について、防災関係の費用に使うと今、角部長説明しましたね。勉強会のときには、復興財源として、市民税を払っている方にプラス500円均等割ですね、2万3,000円掛け500円掛け10年間と――掛けるじゃないね。いずれにしても1年間に1,150万円、10年間ですから1億1,500万円になりますね。勉強会のときには、これは復興財源として使っていくんだと。復興財源と、今、角部長が説明した、ちょっと私が聞き間違いかわかりませんけれども、地域の防災関係にも使えるという意味のことを今説明されましたね。勉強会のときには復興財源というふうに言われました。合計の武雄市の場合1億1,500万円と。これをもし市町村が、これの条例をつくらなければ交付税が減額されると、ペナルティーとしてということまで説明があっておったわけですけれども、この点、実際そうなのかと。

もう1つは、杵藤地区管内の幾つかの市町でこの条例、この地方税、この市税条例の改正 案が何ていうか提案されていない、追加して提案されるのかもわかりませんけれどもね。私 いろいろ問い合わせしたところ、まだ提案されていないというところもありました。提案し なければ交付税が減らされる、これはどこに根拠があるんですか。

もう1つは、県の県民税を払っている世帯も、1世帯当たり500円上乗せされますね、10年間。これは緊急防災対策として、そして、県内のそういう施設の整備に使うんだと。この

使用目的というのか、この500円の上乗せの目的というのが説明されているわけですけれど も、これどっちなのかと。勉強会で言った復興税として、国に納めて、そして現地の復興財 源として使われていくのか。それから県内の防災関係の費用に使っていいのか、両方やるの か、そこら辺はどうなんですか。

そしてもう1つは、これは地方税法の一部改定ですから、すべての市町村に義務づけられるんだろうなと思っていましたけれども、提案されていないというところもあったと。ここら辺わかっていれば説明をいただきたいというふうに思います。3点ですね。

## 〇議長(牟田勝浩君)

角政策部長

#### 〇角政策部長 〔登壇〕

今の第1点の質問でございますが、確かに10年間で1億1,500万円収入があるわけです。 勉強会のときの説明では、ペナルティーとして減らされるという説明はしていないつもりで ございましたが、説明がまずかったら訂正させていただきたいと思いますが、交付税につい ては税収がふえるということで、基収がふえるから結果として交付税が減るということでご ざいます。

それから、杵藤地区のところでの問題でございますが、施行が26年度でございますので、 現段階で出されていないというところもあるかと思います。

県については、県のこの500円を用いた災害対策事業ということにつきましては、関連してはおるとは思いますが、これと直接関係するということじゃございません。これは別個でございます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

25番平野議員

#### 〇25番(平野邦夫君)[登壇]

26年度から実施されますが、あと2年ありますからね、その間に条例改訂がなされるのかもしれませんけれども、いずれにしても国の法律でそう決まったのであれば、時限立法であったとしても、すべての市町村にこのことが提起をされ、ある意味では義務づけされますね。今、角部長が言ったように、24年度の中間でやるのか、26年でやるのか、26年度からの実施ですからね、その間には実施されるだろうということですね、それはわかりました。

もう1つは、県がこの財源を使って地域の防災、地域の災害に必要な事業を行うと。これは、そしたら武雄市もその対象になってくるんですか。県が500円を県民税に上乗せしてやるわけですから、全県対象になっていくわけでしょうね。そこら辺はどういうふうになってくるのか説明を伺いたい。県が特別、県の施設だけなのか、あるいは市町村にもそれがおりてくるのかですね、地域防災のために県からの交付金が出てくるのかと、助成金なり補助金なりが出てくるのかと。

もう1つのペナルティーということは、勉強会では使われませんでしたけれども、税収が ふえるからその分交付税が減らされる。それは何もしなければ、そのままその水準で来ると いうわけですね。防災に関する責任というのは、市町村の責任でもあるし、国県の責任でも あるわけですよね。そこら辺の役割分担というのは、この地域防災関連の事業に使うとすれ ばどうなのかと、復興税と言われたそのお金というのは、現地の復興財源として回っていく のかですね。武雄市が税を集めて、この復興税に関して、この分は被災地域に納められる、 国を通じて納める金だと、そこら辺の流れといいますか、仕組みはどうなっているんですか。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

角政策部長

#### 〇角政策部長 〔登壇〕

緊急防災減債事業っていうことが考えられておりまして、武雄市では幾つかの項目を事務 段階で検討いたしております。県については、同じように県が考えられることというふうに 思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、基収がふえれば交付税は減るということでございます。

県に関する事業内容等については、こちらのほうで把握いたしておりませんので、説明することはできません。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託いたします。

#### 日程第12 第6号議案

日程第12. 第6号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といた します。

提出者からの補足説明を求めます。馬渡こども部長

#### 〇馬渡こども部長〔登壇〕

第6号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

朝日児童クラブは、現在、体育館のミーティングルームにおいて運営をしておりますが、 児童数に対して大変手狭で、安全確保が難しい状況であるため、校舎内の多目的室「ふるさ とのやかた」を活用し、ここに2つの児童クラブを設けることで分割し、かつ一体的に運営 するため改修をしているところであります。平成24年4月1日からは2クラブに分割移転し て運営することになりますので、条例第2条の名称及び位置を改正するものです。

名称につきましては、朝日小学校の校訓「元気で勉強 みんなでなかよし」より「元気っ

子」と「なかよし」に朝日をつけております。

また、児童福祉法の一部改正に伴い条ずれを生じましたので、引用条文の整備を行うものでございます。

条例の施行期日は、平成24年4月1日としております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第6号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第13 第7号議案

日程第13. 第7号議案 武雄市自転車競走場設置条例の一部を改正する条例を議題といた します。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

#### 〇森営業部長〔登壇〕

第7号議案 武雄市自転車競走場設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書13ページをお願いします。

武雄市自転車競走場設置条例第2条の位置について、「武雄町大字武雄4322番地」を「武雄町大字武雄4439番地」に改正するものであります。

武雄競輪場の位置については、開設当初から武雄町大字武雄4322番地を使用していますが、この位置は財団法人清香(しょうか)(403ページで訂正)奨学会の住所ともなっております。財団法人清香(しょうか)(403ページで訂正)奨学会では、公益法人制度の改正により新制度の公益法人化の手続を進める中で所有財産の明確化が必要になり、武雄競輪場の位置を現在の競輪場の管理事務所が建っている住所の大字武雄4439番地を代表地番とするものであります。

この条例の施行日は、平成24年4月1日からとしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第7号議案に対する質疑を開始いたします。24番谷口議員

## 〇24番(谷口攝久君)〔登壇〕

ちょっと今、名称の読み方が違うかわからんですが、ちょっと確認を。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

森営業部長

## 〇森営業部長〔登壇〕

どうも失礼しました。

「清香(しょうか) 奨学会」と言っていましたけれども、「清香(せいこう) 奨学会」が 本当の名前です。

[24番「結構です]]

## 〇議長(牟田勝浩君)

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 日程第14 第8号議案

日程第14. 第8号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

## 〇石橋まちづくり部長〔登壇〕

第8号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。 議案書の14ページをごらんください。

佐賀県により武雄都市計画区域の変更が平成24年3月30日に公告されることが予定され、 山内町の一部、北方町の一部が都市計画区域になります。これにあわせまして、都市計画区 域内に位置する山内中央公園、きたがた四季の丘公園を都市公園として管理するため、武雄 市都市公園設置条例の一部を改正するものです。

第3条に両公園の名称と位置を新たに追加いたします。

都市公園に位置づけることによりまして、公共災害復旧の適用と地方交付税算定の対象になることになっております。

なお、維持管理につきましては、従来どおり両支所まちづくり課で行います。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第8号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託いたします。

## 日程第15 第9号議案

日程第15. 第9号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例及び武雄市戸別浄化槽条例 の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

#### 〇石橋まちづくり部長〔登壇〕

第9号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例及び武雄市戸別浄化槽条例の一部を改

正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の16ページからでございます。

本条例は、農業集落排水へ接続するための排水設備工事の指定工事店を、公共下水道排水整備指定工事店に一本化するための一部改正と、個別浄化槽事業の分担金の賦課の時期について、受益者の要望にこたえるべく、早期の賦課を可能とするための条例の一部改正でございます。

議案参考資料の新旧対照表13から15ページの農業集落排水条例の新旧対照表を御参照ください。

なお、附則で、本条例は平成24年4月1日から施行することにしております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第9号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第16 第10号議案

日程第16. 第10号議案 武雄市水防協議会条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

### 〇角政策部長〔登壇〕

第10号議案 武雄市水防協議会条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の18ページでございます。

この条例は、水防法の改正に伴い、同法等の規定を引用している条文を整備するため、武 雄市水防協議会条例外3件の条例の一部改正を提案するものでございます。

第1条では、水防法が昨年12月に改正されたことに伴い、水防法を引用している条文の整備を行うものでございます。

第2条では、スポーツ振興法が昨年8月に改正され、法律の題名がスポーツ基本法に変わったことに伴う改正でございます。

第4条では、児童福祉法が改正されたことに伴い、児童福祉法を引用している条文の整備でございます。

これらの条例の施行期日につきましては、公布の日からといたしておりますが、第4条につきましては、第5条第2号の改正規定を除き、法改正の施行にあわせて平成24年4月1日からといたしております。

以上、よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第10号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案の第1条は総務常任委員会に、第2条、第3条及び第4条は福祉 文教委員会に分割付託をいたします。

#### 日程第17 第11号議案

日程第17. 第11号議案 市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の一部変更についてを 議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

#### 〇石橋まちづくり部長〔登壇〕

第11号議案について補足説明を申し上げます。

議案書20ページをごらんください。

議案資料1ページをごらんください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定 により、議会の議決をお願いするものであります。

本契約につきましては、平成23年6月28日に議会の承認をいただき契約締結をいたしましたが、設計変更による工事請負契約、金額、工期の一部変更をお願いするものであります。

建物本体基礎工法は、事前調査により直接基礎としていましたが、掘削の結果、中央部分の支持地盤が深く地盤改良ぐいに変更したため、1,611万1,200円増額の2億8,527万8,700円となるものであります。また、これに伴いまして工法検討、建築確認変更等に2カ月の工期延長が必要となり、完成月日を平成24年5月31日から平成24年7月31日に変更をお願いするものであります。

なお、建設工事変更請負仮契約書は、平成24年2月7日に締結しております。議案資料2ページを御参照ください。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第11号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

## 日程第18 第12号議案

日程第18. 第12号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。北川営業部理事

#### 〇北川営業部理事〔登壇〕

第12号議案 財産の処分について補足説明を申し上げます。

議案書の21ページでございます。

この議案につきましては、武雄北方インター工業団地隣接の用地を株式会社イワフチに売却するもので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

株式会社イワフチは、平成14年に主力工場の予定地として、約6.5~クタールの用地を取得されておりましたが、平成21年、武雄北方インター工業団地の事業用地として、この55%に当たる3.5~クタールを提供していただいております。

当社は佐賀県、長崎県でリサイクル関係の事業を展開されておりますが、拠点となる場所を検討されており、用地協議の折に、用地を提供するかわりに工業団地内に5,000平米程度の工場用地の確保を希望されておりました。

県と協議をしました結果、新産業集積エリアの1面18へクタールの大規模用地とは切り離して一段低い位置に工場適地を確保し、分譲開始後、工業団地の分譲価格と同額の単価で売却することを決定しておりました。

ことしの1月16日に確定測量に伴う登記が完了いたしまして、売却する用地の面積が確定 いたしましたので、1月31日に仮契約書を締結しております。

処分の内容につきましては、議案資料3ページから4ページに位置図並びに仮契約書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で第12号議案 財産の処分についての補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第12号議案に対する質疑を開始いたします。23番黒岩議員

#### 〇23番(黒岩幸生君)〔登壇〕

ただいまの説明の中で、用地を取得――市がですね。つまり逆言えば、イワフチさんが売るかわりに、用地を取得したという話をされたと思いますけれども、そういう言い回しをですね。全くその言い回しはいかんと思うんですね。それは、代替地でも何でもなく当たり前の価格で買っているんでしょう、上の工業団地と一緒の価格で。違うんですか。特別ここに安く売っているんですか。

というのは、イワフチさんが入り口を持っていたんですよね。いわば間口なんですよね。 あの間口を取得したために上が開けたわけですから、その恩を普通返すんであれば、我々一般的な不動産取引の場合はね、ちゃんときれいな土地をやりますよという形になるんですよね。しかし、この場合は売ったんですよね。それ、いいんですよ、悪いと言っているんじゃないですよ。だから、そこはちゃんと取得して、工業団地をつくるときに、その同じ価格で売ってもらいましたということと、ちゃんとその次も工業団地をね、造成価格を取って売ったですよて、ちゃんと言わなければ、イワフチさんのね、価値というんですか、恩ですか、 あのためできたんですからね、そこは言い回しを少し考えを変えたほうがいいんではなかろ うかと思いますけど、いかがでしょうか。

## 〇議長(牟田勝浩君)

北川営業部理事

#### 〇北川営業部理事〔登壇〕

御指摘の分につきましては、私たちのほうは用地を御相談した地権者でございます。そういう中で、かわりに用地をくださいということではなくて、一番間口でございまして、一番重要な地点ではございました。ただし、イワフチさん自体も、まだ平地になるところはごくごくわずかでございましたので、その分が、市道つき、あるいは1カ所にまとまるというふうなことの条件もございましたので、造成費用を含めまして適正な価格で分譲させていただいたということで、イワフチさんのほうにも御納得をいただいておるところでございます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

## 日程第19~第21 第13号議案~第15号議案

日程第19. 第13号議案 市道路線の廃止についてから日程第21. 第15号議案 市道路線の 認定についてまでの3議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

#### 〇石橋まちづくり部長〔登壇〕

第13号議案から第15号議案、関連ございますので一括して補足説明を申し上げます。 議案書の23ページから25ページでございます。

市道路線の廃止、変更は道路法第10条第3項の規定、市道路線の認定は道路法第8条第2項の規定により、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

このたびの路線は、武内町馬場地区から朝日町繁昌地区までの区間について、県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備、いわゆる農免道路でございます。武雄北部1期地区、2期地区の整備が完了したことに伴い、佐賀県より県有土地改良財産の譲与が武雄市に行われたことによりまして、関連市道を再編するものでございます。

議案書の9ページから11ページを御参照ください。

まず、現在市道として認定をしております繁昌ダム線、内田繁昌線につきましては廃止いたしまして、新たに繁昌ダム線の起点から武内町馬場地区の県道武雄伊万里線を終点とした延長5,833メートル、幅員6メートルから15メートルを、新たに市道繁昌馬場線として認定をお願いしております。

この認定に当たりまして、現在認定をしております市道内田線との重複区間が出てまいり

ますので、市道内田線の終点を554メートル短縮する変更となります。

以上、補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 〇議長(牟田勝浩君)

第13号議案から第15号議案までの3議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。第13号議案から第15号議案までの3議案は、建設常任委員会に付託を いたします。

## 日程第22 第16号議案

日程第22. 第16号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算(第8回)を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

#### 〇角政策部長 [登增]

第16号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算(第8回)について補足説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額に6,893万4,000円を追加し、補正後の総額を229億9,592万9,000円とするものでございます。

第2条から第4条で継続費、繰越明許費及び地方債の補正をお願いいたしております。

予算書7ページの第2表 継続費補正では、市営和田住宅第1期建替事業について、事業 費年割額の変更に伴い、継続費の変更をお願いいたしております。

予算書8ページから9ページまでの第3表 繰越明許費補正では、年度内に事業完了が見込めない事業について繰越明許費の追加及び変更をお願いいたしております。

予算の説明書については、(16)ページから明示いたしております。

歳入でございますが、歳入につきましては、(3)ページ以降にお示しいたしております。 以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第16号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

すみません。ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

休憩11時7分再開11時15分

## 〇議長(牟田勝浩君)

再開いたします。

## 日程第23 第17号議案

日程第23. 第17号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

## 〇古賀くらし部長〔登壇〕

第17号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について補足説明を申し上げます。

(5)ページをお願いいたします。

歳出では総務管理費、それから保険給付費等、必要額をお願いいたしております。これらの財源としまして、(3)ページ、歳入のほうに記載をいたしているとおりでございます。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い いたします。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第17号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

### 日程第24 第18号議案

日程第24. 第18号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)を 議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

#### 〇古賀くらし部長 [登壇]

第18号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について補足 説明を申し上げます。

(4)ページをお願いいたします。

歳出につきまして、必要額を減額いたしております。これらの財源として、(2)ページで 歳入のほうで減額をいたしております。

以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第18号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

## 日程第25 第19号議案

日程第25. 第19号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4回) を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

#### 〇石橋まちづくり部長〔登壇〕

第19号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4回)について補 足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入につきましては、使用料や加入金等の収入増及び受託事業がなかった ことによる歳入減の補正、歳出につきましては、平成22年度分の消費税納入額の確定による 補正をお願いするものでございます。

予算書 2ページ及び 3ページの第 1 表は、歳入歳出それぞれ 141 万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ 7 億1,046 万6,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、予算説明書を御参照ください。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第19号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

## 日程第26 第20号議案

日程第26. 第20号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)を 議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

#### 〇石橋まちづくり部長 [登壇]

第20号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について補足 説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、使用料収入の減や公共下水道受益者負担金の増及び消費税の確定申告に伴う還付金等の収入増などの補正、並びに下水道事業債につきましては、受益者負担金の収入見込み額などにより減額するものでございます。歳出につきましては、施設管理費などの不用額について減額し、公債費についても本年度分の利子の確定により減額するものです。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ657万6,000円を減額し、歳 入歳出それぞれ2億9,887万8,000円と定めるものでございます。

予算書4ページの第2表 地方債の補正でございますが、受益者負担金の収入見込み額などを減額するものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算説明書を御参照ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### 〇議長(牟田勝浩君)

第20号議案に対する質疑を開始いたします。26番江原議員(発言する者あり)訂正ですね。 ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第27 第21号議案

日程第27. 第21号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)を 議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

## 〇石橋まちづくり部長〔登壇〕

第21号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)について補足 説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入につきましては、浄化槽使用料、分担金収入の増による補正及び消費税の確定申告に伴う還付金などの収入増による補正、並びに委託料の減額と分担金収入の増額に伴う地方債の補正でございます。歳出につきましては、施設管理費の精算見込みによる減額と、公債費についても本年度分の利子の確定により減額する補正をお願いするものでございます。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ989万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,621万9,000円と定めるものでございます。

予算書4ページの第2表 地方債の補正でございますが、さきに申し上げました委託料の減額と分担金収入の増額に伴う地方債の減額でございます。

内容につきましては、予算説明書を御参照ください。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第21号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第28 第22号議案

日程第28. 第22号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3回) を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

## 〇石橋まちづくり部長〔登壇〕

第22号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3回)について補 足説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金の内示変更及び起債利子の確定及び繰越明許による補正をお願いしています。

補正予算書2、3ページをごらんください。

第1表は、125万6,000円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ4億5,450万8,000円とするものでございます。

4ページ、繰越明許費でございますが、主に移転補償に関するもので、5,566万1,000円を 計上しております。

5ページ、地方債補正では、第3表で限度額の補正をお願いしております。

内容につきましては、予算説明書を御参照ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第22号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第29 第23号議案

日程第29. 第23号議案 平成23年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

#### 〇森営業部長〔登壇〕

第23号議案 平成23年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)について補足説明を 申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、歳入で給湯使用湯量の伸びによる使用料金の増を見込み、前年度繰越金の確定による額を計上しております。

歳出では、工事請負費の減と一般会計の繰出金を増額補正しております。

補正予算書1ページをお願いします。

歳入歳出総額それぞれ519万7,000円を追加し、予算の総額を2,290万円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

第23号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第30 第24号議案

日程第30. 第24号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回)を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。北川営業部理事

#### 〇北川営業部理事〔登壇〕

第24号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回)について 補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページでございます。

歳入歳出予算の総額に6,143万8,000円を追加し、補正後の総額を8,997万5,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

1款. 県支出金及び2款. 繰入金につきましては、起債借入分の償還利子に対する県及び 市の負担額が確定したことによる補正でございます。

3款. 繰越金は、前年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

(4)ページをごらんください。

4款. 財産収入は、第12号議案の財産処分に伴う株式会社イワフチからの売買代金の収入を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、(5)ページをお願いいたします。

1款.公債費、1項.公債費、1目.利子につきましては、平成21年度から23年度までの借り入れた起債の償還利子額の確定に伴う補正でございます。

2目.元金につきましては、株式会社イワフチからの売買代金の収入をもって起債を一部繰り上げ償還するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第24号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

## 日程第31 第25号議案

日程第31. 第25号議案 平成23年度武雄市水道事業会計補正予算(第2回)を議題といた します。

提出者からの補足説明を求めます。宮下水道部長

#### 〇宮下水道部長〔登壇〕

第25号議案 平成23年度武雄市水道事業会計補正予算(第2回)について補足説明を申し

上げます。

今回の補正の主なものは、水道料の高料金対策補助金の算定基礎の変更に伴う収入の増、 それから資本的収入を減額するものであります。

内容につきましては、5ページの補正予算説明書を御参照ください。

以上、簡単ではございますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

## 〇議長(牟田勝浩君)

第25号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

休憩11時28分再開11時56分

#### 〇議長(牟田勝浩君)

再開いたします。

先ほどの暫時休憩の件に関して説明させていただきます。

午前中9時半より議運のときに、次の日程第32の懲罰委員会のときに、議会運営委員会で本人の弁明を再度させたらどうかという意見が出たそうです。議運の中では、させるさせないというのはまだ決定しておらず、させたらどうかということを議会運営委員長から、こういう話が出たというのを伺いました。

そういう中で、全国議長会のほうにも確認しているいろきちんと調べましたところ、懲罰委員会が成立して付託がもう決定していると、前回付託まで決定しておりましたので。付託が決定している部分で再度弁明はできないという答弁もちょっと会議中に出ましたので、それをきちんと議会運営委員会の皆さん方に報告、そして協議してもらい、その弁明はできないということを確認していただきました。それを先ほどの議会運営委員会で確認してもらいました。休憩のときは、休憩の前に説明しなきゃいけなかった部分があるかもしれませんけれども、大変事後になって申しわけございません。それが先ほどの暫時休憩の部分でございます。

[23番「議事進行」]

23番黒岩議員

## 〇23番 (黒岩幸生君)

だから、今の話は常識ですよね、あなたが今おっしゃったのは。議長会に聞くまでもなく、 武雄市議会が一つの意思を持って動いていっている、戻るわけないじゃないですか。だから、 それにプラスどうやっていくんだということでしょう。だから、あなたがもしそれで休憩す るということやったら、私はそこで言葉を挟んでいるよ。30分もばかみたいに待っておく必 要もない、そうでしょう。

全国議長会がどう言うたかは別として、武雄市議会が動いている。だから、その次に変える、これはいいですよ。こうしてきたけれども、もう一回させようかというなら、それはうちの勝手でしょうが。今までのを覆すだけの材料は絶対全国市議会議長会にはできないわけですから、裁判だけでしょう、それをできるのは。常識じゃないですか。だから、ちゃんと言って休憩しなきゃ、こうなることわかっておったことでしょう。何でそういう運営ばすっとですか、答弁を求めます。

#### 〇議長(牟田勝浩君)

23番黒岩議員さんの議事進行に対してお答えします。

確かにそのとおりだと思います。議会運営委員会のほうで確認して、それがちょっとしり 切れトンボで終わったというところでしたので、再度確認の意味でさせていただきました。 気持ちは同じでございます。

では、進めさせていただきます。

日程第32(発言する者あり)失礼しました。日程第32に入る前に、すみません。議事の都合上、1時20分まで休憩したいと思います。

休	憩	11時59分		
再	闡	13時20分		

#### 〇議長(牟田勝浩君)

休憩前に引き続き再開いたします。

#### 日程第32 懲罰特別委員会委員の選任

日程第32. 懲罰特別委員会委員の選任を行います。

協議のため、暫時休憩いたします。

休	憩	13時20分		
再	盟	13時50分		

## 〇議長(牟田勝浩君)

休憩前に引き続き再開いたします。

懲罰特別委員会の委員の選任を行います。委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。懲罰特別委員会委員に、4番山口裕子議員、5番山口良広議員、6番 松尾陽輔議員、12番吉川議員、14番末藤議員、17番吉原議員、19番山口昌宏議員、21番杉原議員、24番谷口議員、25番平野議員、以上の10名をそれぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名を懲罰特別委員会委員に

選任することに決しました。

ここで懲罰特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〔23番「議事進行」〕

23番黒岩議員

## 〇23番 (黒岩幸生君)

これは議会内のことでございますので、執行部は退席願ったらいかがでしょうか。

## 〇議長(牟田勝浩君)

執行部におかれましては、暫時休憩の際、退席されても許可いたしますので、その旨お願いいたしたいと思います。

それでは、暫時休憩したいと思います。

休 憩 13時51分 再 開 14時22分

## 〇議長(牟田勝浩君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま懲罰特別委員会委員長から正副委員長の互選の結果についての報告がありましたので、御報告いたします。

懲罰特別委員会委員長に19番山口昌宏議員、同副委員長に6番松尾陽輔議員、以上のとおりでございます。

懲罰特別委員会委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 14時23分